

穂積駅南地区地権者協議会規約（案）

（名称）

第 1 条 この会は、穂積駅南地区地権者協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、瑞穂市 J R 穂積駅周辺整備基本計画に示された優先的に整備するエリア内の A エリア（以下「整備エリア」という。）における基盤整備事業の事業化に向けて、事業計画に対する検討・協議や、地権者の合意形成を図ることを目的とする。

（活動内容）

第 3 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- （1）駅周辺のまちづくりの推進に関する事
- （2）地権者の土地利活用の検討に関する事
- （3）市及び諸団体との協議・調整・情報交換に関する事
- （4）その他、駅周辺のまちづくりを推進するために必要な事項に関する事

（会員）

第 4 条 協議会員は、次に掲げる者で構成する。

- （1）別添図に示す範囲の土地の所有者又は借地権者
- （2）上記会員の親族
- （3）その他、市が参加を認めたもの

（役員）

第 5 条 協議会に会長 1 名を置く。

- 2 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）において会員の中から互選する。
- 3 会長は、連絡会を代表し会務を総括する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が召集し開催する。

(協議会の運営)

第7条 協議会は、必要に応じ、協議事項に関係する有識者又は地域関係者等に出席を求め、意見を聞き、協議会の活動に反映させることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、瑞穂市都市整備部穂積駅圏域拠点整備課に置く。

(解散)

第9条 協議会は、第2条の目的が達成されたとき、あるいは存続の必要性がなくなったときに解散することができる。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、その都度協議会で協議する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年 月 日から施行する。